

第十五回 参議院法務委員会會議録第八号

昭和二十七年十二月二十三日(火曜日)
午前十一時二十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 岡部 常君
理事 長谷山行毅君
伊藤 修君
鬼丸 義典君

委員

小野 義夫君
加藤 武徳君
宮城タマヨ君
金子 洋文君

國務大臣

法務大臣 犬養 健君

政府委員

法制局長官 佐藤 達夫君
法制局次長 林 修三君
保安庁長 上村健太郎君
官官房長 押谷 富三君

法務政務次官

押谷 富三君

法務大臣官

天野 武一君

法務大臣官

位野木益雄君

法務省保護局長

斎藤 三郎君

法務省条約局長

下田 武三君

事務局長

堀 真道君

説明員

最高裁判所長官 鈴木 忠一君
代理者(事務総局人事局長) 守田 直君
最高裁判所 宇田川潤四郎君
長官代理者(事務総局家庭局長)

本日、の會議に付した事件
○檢察裁判及び行刑の運営等に関する調査の件(日本国とアメリカ合衆国との協定による貸手船舶の法的概念等に関する件)
(更生保護事業等に関する件)
○檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)
○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(岡部常君) 只今より委員会を開きます。
本日は先ず前々回に引続きまして法務大臣に対する質疑を行います。
○伊藤修君 私はこの際お伺いしておきたいのは、現在船舶に関する条約の承認を外務委員会において審議しておられるに際しまして、法務委員会といふたしましてもこれに對して関心を持たなくちやならないと思ふ一点は、問題の船舶が果して軍艦なりやという点であるのでありますが、一体法務大臣といふたされては、國際法上の軍艦と國內法上の軍艦と、且つ國內法上においての軍艦については實質上の軍艦と法律上の軍艦、この点について先ず定義をとお伺いしたいと思います。
○國務大臣(犬養健君) お答え申し上げますが、法制局

長官から御説明したほうが適當だと思ひますので、そのように御了承願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 只今のお尋ねに對しまして少し私のほうで勝手に調節したことになるかも知れませんが、實質上の軍艦といふものと國際法上の軍艦といふものに分けて、そういう分け方でお答えさせて頂きたいと存じます。實態上から申しましての軍艦と申しますれば結局軍事目的のために使われる船といふことに尽きると思ひます。國際法上の軍艦の定義といふことにつきましては、これは大體國際法の教科書におきまして一定の基準が上つておりますが、それによりますと、先ず公船の一種である、そして國の海軍組織に屬してゐる、その海軍に屬する將校の指揮の下にあつて、勿論その職員は軍紀に服する、そしてその船についてそれが軍艦であることを示す特別の標識と申しますか、特別な旗を掲げる、そういうものが軍艦だといふに言われてゐるわけでありまして、それは正しい標準であらうと考えております。

○伊藤修君 國際法上の定義は大体從來の通説をお述べになつたに過ぎない。國內法上の問題については余り漠然として把握したい。もう少し明確にお答え願ひたいと思ひます。而も軍艦に對してはいわゆる法律上の軍艦といふものと、實質上の軍艦といふものと二つあるということですが、それを承わりたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) そこは少しむづかしい問題でありますために上げたのでありますけれども、お尋ねでございますからお答え申し上げます。これは昔の舊憲法時代日本が海軍を持つておつた頃のことを頭に置いて一応申上げたいと思ひますが、その當時においては、國內法上軍艦とは、たしか軍艦とはいふ定義でありましたが或いは海軍の艦船といふ定義でありましたか、これはいづれにせよ同じことであらうと思ひますが、それらについて海軍旗を掲げているものを海軍の艦船或いは軍艦といふような定義ではなかつたかと私は覚えております。従いまして形式から来ているものである。軍用に用いられ而も一定の旗を掲げるといふものは軍艦或いは艦船だといふことでありまして、實質とは私は必然的のつながりはないと思ひます。例えば何ら武裝をしておらない船でも海軍旗を掲げたために海軍の艦船といふように定義づけられ、海軍關係の艦艇に關する条文が適用になるというやうなものであつたと私は承知してゐるわけでありまして、従いましてこの法制局から申しますと、法制の建前から、海軍といふものを仮に持つておるとすれば、どの範圍のものが艦船であるといふことは法律技術によつてそれが區別されるというやうなものではないかと思ひます。

お尋ねの趣旨はむしろそういうことではなくて、そこに一つ船がある、その船自体をとらえて相当程度の武裝をしてゐるじやないか、その國に海軍があろうとなかろうとこれは一体軍艦じやないのかといふやうな疑問から来るお尋ねではなからうかと思ひます。私の考えではそういう点からの実答はできないので、大變卑近なことを申しますけれども、捕鯨船などがやはり大砲を積んでおると申しましても、それが軍艦であるとは考えない。その實質といふものよりも、むしろ結局尽きるころは何の目的にそれが使われるのか、即ち戰爭目的のためにといふことで區別せざるを得ないのじやないか。これは率直に申しまして尽きるところはその一点になるのじやないかと考えておる次第でございます。

○伊藤修君 どうも明快な頭を持たれた佐藤君のお答えとは思ひません。ことにさらに何らか含んでそれを避けてお答えしているように拝聴するのです。およそ軍艦の定義は私が申すまでもなく、國內法上においては或る一定の船体と一定の吏員とを有してそれが主權によつて作用されてゐる機關であれば、それを軍艦といふことは異論のない今日までの通説だと思つております。それをことさら今のお答えによつては軍艦旗を掲げることによつて軍艦である、軍用に供することによつて軍艦であるといふふうにお答えになることは、法律家としてのあなたのお答えとしては甚だ不満に堪へない。それを明確にお答えになつても差支えないと思ひますが如何でしょうか。
○政府委員(佐藤達夫君) あらゆる観

点を総合して最も明確にということになれば、私が今まで述べたところを御總合願えれば当然出て来るものだろうと思ひますけれども、結局その目的ということによつて判断するものはないのであるから、私は本當にその思ひ通りであります。何か別に手がかりのようにお氣付きのことをごさいますしたら、その手がかりを教えて頂ければ又それによつてお答えいたしたいと思ひます。

○伊藤修君 目的が軍用に供せられればすべて軍艦であるのだというところは言えるのですか。そういうことは言えないのでしよう。それが常に主権の下に服していない以上は軍艦じゃありません。主権の下に服していない船体が交戦の目的に供せられなくても、それは必ずしも軍艦とは言ひ切れません。だから民間人が船を操作して中共と戦うというような場合にそれは軍艦と言えますか。そういうようなことは言えないのでしよう。目的のみによつて軍艦の定義をするということは不可能です。又軍艦旗を掲げておることによつて軍艦であるという考え方も私はとれないと思ひます。即ち実質的には一定の船体を持ち、そうしてそれに一定の吏員、私はあえて吏員と言いますが、人員を持ち、それが主権によつて操作されておるものでなくてはならないと思ひますが、如何ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは私の言葉が少し足りませんでした。確かに私が軍事目的とか或いは戦争目的と申しておるのは、結局戦争というものは国の主権によつて行われるものだということを頭において呑んで申上げておりましたためにあいまいでありました。

その点はまさに先生のおつしやる通り主権の下になければならぬということに当然のこととあります。

○伊藤修君 そうして見ますと、一応軍艦の概念ははつきりしたと思ひます。そういたしますと、現在問題となつておるあのフリゲート艦が、千四百三十トンですか、小さいほうが二百五十トンですか、これらの船にはそれぞれの大砲、爆雷、いわゆる戦闘に供し得るところの武器というものが備え付けられておる。而もそれには一定の人員が乗せられておる。その人員はあえて海軍であるか否かを問わない。およそ軍艦に乗るところの吏員といふものは教師であらうが、僧侶であらうが或いは他の者であらうが、それが主権の命令によつて乗つておる場合において、私は海軍たる資格を有すると思ひます。これは今日の通説だと思ひます。その場合においてフリゲート艦に乗つておる乗員が艦員と称せられようが、警備員と称せられようが、その名称の如何にかかわらず、少くともそうした一定の吏員によつて操作され、而もそれが主権の下に服しておる、そうして掲げるところの旗はあえて軍艦旗と言わなくとも一定の標識であれば軍艦を表示し得るものである、取りも直さずこれが軍艦旗であることは言ひまでもない。軍艦旗と言わなくても軍艦を表示し得る旗種である以上はそれが軍艦である。これは申すまでもない。こうした形態を備えているものがなぜ軍艦と言えないのでしようか。いわゆる船艦であるというあなたたちの御説明が私には納得できない。この点如何です。

○政府委員(佐藤達夫君) それはおつしやる通りでございますが、ただ今の一定の武装をしておるということは、結局その海上警備隊といふものの任務とから必要なものであり、又その限度のものであるということからいって、それが治安の目的のために使われる船であるといふことは又これはつきり申上げ得るところであらうと思ひます。従ひまして結局はやはり目的のほうの問題になつて来るので、それが仮に或る国で、例えばタイ国にそれが貸されて、その船が向うの海軍の組織の中に入つて、それが戦争のために一つの役割を果すといふ目的をつけられるといふことになれば、これは又軍艦であるに申上げざるを得ない。いづれも私はそういう考え方は正しいことと思ひます。我が国でこれを借りて使おうと思ひますのは、先ほど申しましたように、あくまでも治安の目的のために使われるのでありますから、たゞ／＼それが或る種の武装をしておつたからといつて軍艦であるとは直ちににならないと考へております。

○伊藤修君 そういたしますと、従来の学説によると軍艦の定義からもう一つ佐藤定義といふものが現われて、目的を加えることによつて初めて軍艦なりや否やということが区別できると、こゝろ結論になるのですか。目的によつて軍艦か否かの区別をつけようといふ御見解ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほど伊藤先生のお話にもありましたように、国際法で旗をあげるとか、海軍の職員を乗せたものであるとかいふことはこれは人間のやることでございまして、旗だつて今仰せの通り海上保安庁或いは海上警

備隊の旗がある。それを向うで軍艦旗であると見られればそれきりのものではないかといふこの程度のものであると私は思ふ。従ひまして国際法の原則とか定義とかいふものは、むしろ何が軍艦であるかといふそれ／＼の国における使用目的その他によつて一応実質がきまつて、それから先に国際法でどういふ特権を与えるかとか何とかの見分けの基準がそこに出て来るのではないかと思ひますので、非常につきつめたところを申し上げれば、佐藤説だとおつしやいましたけれども、私はどなたがお考えになつてもそういう結論にならざるを得ないと思ひますのは、結局治安目的のためであるか、戦争目的のためであるかといふことにならざるを得ないのじやなからうか、私は心からそういうふうな考へております。

○伊藤修君 そうならざるを得ないといふことは便宜論です。便宜論は便宜論で政治論としてこれは又後に考へるべきことである。少くとも我々は立法府のあり方としては、そのものが果して軍艦なりや否やといふ法律上の見解を定めて来るのでありますから、而うして後においてそれがそうならざる場合においてそういう便宜論を考へて頂きたい。今のようなお説であるといたしますれば、憲法第九條のいふゆる第二項の「その他の戦力」といふことに對してそれがどういふ御見解でありますか。あなたのお説でもつてすれば、お上り内治安の目的のためにといふことになりまして、そのためには一万吨の船、武装したところの船舶を持ち得る、何千機、何万機の飛行機も持ち得る、何百師団も持ち得るといふことになり、それが果して憲法の第九

條の第二項によるところの「その他の戦力」といふことに當てはまらないでしようか。お上り憲法を作るときに考へ方といふものは、一定の裝備せられたところの人的構成といふものが蓄えられ、それが一朝事ある場合においてこれが戦時に供せられ得るようなものを作らねばならないために「その他の戦力」と言つておる。又一朝事ある場合において戦争用途にこれを転換し得るような軍艦を造らねばならないに第二項といふものがあると思ふ。現在の目的が国内治安だから幾らでも造つていいといふことになれば、これはもう憲法は有名無実ですよ。それは成るほど陸海空軍といふ顯著な標識を持つた組織を作るといふことは免れるでしよう。併しその他の戦力を蓄へることを我々は否定しておるにもかかわらず、そういう形式論によつてこれらのものを蓄へ得るといふことでは、憲法の第二章といたうものは全く空にひとし。憲法制定當時の考へ方といふものは、そうした潜在的戦力といふものを否定しうとしてこそ初めてあの精神が貫かれようと思ふ。今のようなお説を以て現に戦争のために作つたものじやないといふことになれば、どんなに作つてもいいという議論に到達せざるを得ない。さういふ不合理な、あなたの法律家としての考へとしては全く政治家の議論に隨してゐると思ふ。政治論を伺つてゐるのじやない。法律論を伺つてゐるのじやない。學者としてのもう少し良心を卒直に述べて頂きたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) だん／＼と適切な御質問を得て私どもの考へておるところもこれからはつきりすることと思ひます。この蓄え方、非常に適切

なお言葉だつたと思いますが、武器のよ
うなもの蓄え方の問題には私は二通
りあると思います。即ち憲法の制定の
帝國議會の御審議の際にも出ておりま
したが、例へばこの武装を放棄して大き
な内乱や騒擾が出たら一体どうするか
という御質問が、貴衆西院を通じて深刻
に出た。それに対してはもとより軍隊
は持てまなければならない警察力等によつ
て処置いたしますというお答えをして
おります。又その場合に機關銃のよう
なものを持てますか。機關銃のごとき
ものは持てませんというお答えまで、
これはたしか幣原さんだつたと思いま
すがやつておるのであります。従いま
して蓄え方の問題としては、例へば今
の治安目的のために必要な機關銃とい
うようなものは當時から予想されてお
つた。併しこれが用い方如何によつて
は戦争の目的にも確かに機關銃とい
うものは使われると思ひますが、併し
この場合におきましては、機關銃は治
安の目的のためならば使える、そうい
う意味で或る種の武器を或る種の目的
のために蓄えるというところは憲法が容
認していると思はざるを得ないと思ひ
ます。ところがその心配は蓄え方がだ
んだんだん／＼と組織化され、強力に
なつて来て天井を知らんというよう
なことが憲法上許されるかどうかとい
う問題に私はなると思ひます。それは憲法上
明確に限界をおいておる。この憲法の
そも／＼の第九条といふものは第一項
に明らかなりありますように、侵略戦争
を禁じておるもので、自衛戦争は否
定してありませんし、自衛戦争そのも
の実は憲法九条第一項では否定して
おらないわけでおります。併しながら
この過去における自衛戦争の名の下に

侵略が行われたというようなことが
ら、万全を期する意味で第二項が設け
られまして、その戦争に使用得るよう
な手段をそこで保持を禁止したとい
うことであるのであります。その場合に
「陸海空軍その他の戦力」の「その他の
戦力」といふものは一体どうなるかと
いう問題が残るわけですが、一体実力組
織といふものは、先ほど来のお話にも出
ておりますように、治安目的のために
はどうしてもやはり実力組織といふも
のがなければこれは目的が達し得られ
ないものであります。治安目的との交
錯關係に結局その限界線が出て来る
と思ひます。我々といひましたし
ては、文字上から申しまして「陸海空
軍その他の戦力」とありまして、軍
艦、大砲、その他の戦力とは書いてな
い。でありますから、その他の戦力とい
ふものも結局組織化された装備編成
を持つた総合体、それは戦争に役立
つ、その戦争というものはたゞ／＼木村
大臣が言つておるやうに近代戦争の遂
行を有効適切に成し得るやうな、そう
いう遂行能力といふやうに言つておる
のであります。これは治安目的のため
に許されるというところから脱み合せ
て考えましてもこれは当然の限界線だ
ろうと言へると思ひます。従いまし
てその上の限界線といふものは一つ／＼
の軍艦とか、機關銃とかいふやうな
のを抑えるのではなくて、勿論それら
は戦力の構成要素にはなりますけれど
も、戦力そのものとはそれを以て直ち
に言うことはできない。人的に物的に
装備編成されたものが近代戦争に役立
つものであるかどうかといふことで天
井を抑えて外から見て治安目的と
言いつつ非常な武力が蓄えられる、組

織編成がなされるという場合に、これ
を客観的に眺めて如何に名はそうであ
らうとも、実は戦争を狙つてゐるのじ
やないか、或いは又その組織、編成の
程度からいつて近代戦争を有効に遂行
し得る実質を持つておるやうなことに
なつて来ると、第一項の違反にそれが
問われる虞れがありますから憲法はそ
れを禁止してゐる。私は言葉が下手で
ありませんが、そういうふうにお考へ
わけでございます。

○伊藤修君 それは戦力といふものを
装備、編成といふやうに拡大してお考
へになることも、それもよろしいでし
よう。仮にあなたのお説を肯定いたし
ましても、今の大砲を持ちその他の装
備を持つたところの一定の形を持つた
船舶が多数これを用意されますれば、
それが即ち戦力の増たるものです。ただ
それがいわゆる国内治安の維持の目的
の限界点を越えてゐるか、超えてない
か、その標準は近代戦争に役立ち得る
ものという新発明の定義を木村さんは
考へ方といふものは、あなたの示唆に
基いて述べたかどうか存じませんが、
非常な迷案だと思ひます。およそ近
代戦争に役立ち得るやうな兵力とい
ふものがアメリカ及びソビエト、英
國、フランスを除いて他のいづれの國
にあるか。いわゆる近代戦争に役立ち
得るといふものは原子爆弾、水素爆
弾、ジェット機等を総合して言われる
ことだと思ひます。恐らくはあの人
も素人だからそこまでは考へていな
いでしょうが、その程度のことを考へて
の御答弁だと思ひます。併しそれ以外
の装備であればそれはいわゆる軍隊じ

やない、戦力でないというならば、他
の六十有九國の持つておるやうな軍
備といふものはすべて軍隊でないとい
ふことになると思ひます。さうなばか
げの議論はないと思ひます。スイスにお
ける自衛隊の態勢を整えるところ
の自衛隊が木村さんの説を以てすれ
ば軍隊じやない、いわゆる戦力じやな
いといふことになるが、私はさう
愚な解釈はあり得ないと思ひます。
少くとも戦争し、それが非常な懸隔が
あろうと敵の戦力を傷つけ得るやう
な能力を持つたものであれば、これは
すべて戦力であるといふのは当然でし
よう。而もあなたの説を以てすればそ
れが組織ある統制されたところのも
のであるといふことになるのです。一
つの大砲を私は戦力とは申しており
ません。殊に問題のフリゲート艦の艦
上には高射砲を持つておる。一体国内
治安を維持するに、我々が法務に関
係しておつて、空中より今日国内治安
を乱すといふことが考へられるかど
うか。将来はあり得るかも知れませ
ん。併し今日としてあのこと／＼の
船が高射砲を以てしなければ日本国内
の国内治安は保たれないといふやうに御
想像になつておるのですか。法務總裁
如何です。共産黨が飛行機を持つてお
るでしようか。或いは強盗団が飛行機
を持つておるでしようか。空中賊があ
るとお考へになつておるのですか。何
のために高射砲を持つておるのですか。
これが戦力でなく而もこれが一定組織
の上におかれておる。一つの高射砲を
指して言うのじやない。六十八隻とい
ふものにこと／＼く備え付けられてい
るとすればそれが取りも直さず戦力で
ないのですか。如何ですか。

○國務大臣(大藏省) 何が戦力であ
るかといふことで私見はございませ
んが、恐らく迷つて私見でございまし
よう。併しどうもこれは政府の法制に
する意見といふことになりまして、私
は國務大臣ではありませんが立派な法
局長官がおりますので、それに答弁さ
せることが最も円満であり又適當であ
ると考へておりますので、御了承願
ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 結局先ほど
触れましたところにも關係しますが、
内乱或いは騒擾、而もこれは例のス
ペインの内乱その他の最近の傾向から
申しましても、外国の教唆或いは援助とい
うやうなことによつて大きな規模の
ものが起り得るやうなことが想定でき
るわけでありませう。さうな場合に
て國として腕をこまねいておられるか
うか。腕をこまねいておれば又憲法違
反だと私は思ひます。國民の生活を守
つて行くことが憲法上の國の義務とな
つてゐる以上は、その点に対する手当は
どうなわけではいけないので、万全ので
きるだけの準備はしておかなければなら
ないといふやうに考へておられます。そ
ういふ点から申しましても、只今御指
摘の或る種の装備はどうであらうかと
いうことは、これは或いは保安庁のほ
うから詳しく御説明するとは思ひます
けれども、私が考へましても決してそ
の任務を逸脱したものではないとい
ふに考へておるわけでございます。

○伊藤修君 これは政府の今日の考
え方としては極力憲法違反にならざるよ
うに強弁しておられるのですから、こ
れ以上おし進むことは役に立たないと思
ひますけれども、私は良心あるところ
の、尊敬してやまない佐藤さんまでが

この政府の間違つたあれをこじつけて法律的に説明しようとは考えなかつたのです。私は何も政府の政策を云々というのじやなくして、少くとも我々としては国民に対して、立法府の責任ある地位として、これが戦力であるか否かというのを法的に説明する場合においては、こういうものを戦力でないという説明は不可能だと思ひます。故にあなたにこれを重ねて伺つておつたのです。あなたの説を以てすればいま一つの場合を想像いたしました。先ほどお言葉にありました自衛権の範囲内においては差支えないといふけれども、これはその自衛権といふのは積極的な自衛権及び消極的な自衛権、いずれを指しておるのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 大事なことでございまして、自衛権の範囲内では差支えないといふのは誤解を生じますからつきり申上げておきたいと思ひますが、芦田法學博士、或いは佐々木憲一博士の言われておるような意味で私は言つておるものではありません。あれらのかたゝのお説では自衛権のためには戦力も持ち得るといふ、第二章は侵略のための戦争の禁止であつて自衛のための戦争は禁止しておらないといふ説を強く唱えておられるわけでありませう。政府はそれは考へておりませう。そこを一つはつきり申上げておきたいと思ひます。

そこで消極的、積極的といふのはどういふ御趣旨か。恐らく積極的といふのは、昔大陸に自衛の名において出て行つたといふような場面を想像されて、それを積極的と仰せられるのではないかと思ひますが、そういうような意味で申しますならば、ここに憲法の

認めておる自衛権といふものは、これは消極的な自衛権に違ひないと思ひます。

○伊藤修君 そうですと、例えばこのフリゲート艦において保安庁の説明を私が伝聞することによりますれば、海賊等が来た場合にこれを撃退する、警備するといふためになくちやならん。相手方がたゞ海賊であればよろしい、而も韓国の軍艦が、李ライオン若しくはマツカーサーライン等の沿岸線において争ひが起つて、たゞ発砲して参つた場合において、発砲されればこちらが自衛権の範囲内において行動するといふ訓令が出ておるらしい。こちらからは打たない、向うから打つた場合においてはこれに反戦するといふような考え方は正しいですか。

その場合に少くとも反戦いたしましては、いづれからでもこちらから積極的に自衛権の発動として発砲いたしましてはこれは問題でしよう。併し受けてたつて発砲いたしまして少くとも発砲と同時に交戦状態は成立すると思ひ、いわゆる国際法上の交戦状態になるか、ならんかはこれは第二の問題として、例えば第一次大戦の場合におきまして、ドイツがベルギーを侵略した、通過しようとした場合にベルギーの国境を越えたと同時にベルギーがこれを受け立つてこれを阻止しようとした瞬間において、ベルギーとドイツの間は交戦状態に入つておつた。これは疑いなし。そうした場合に陸戦法規の交戦に關する規定がここに適用されることは申すまでもない。そうした場合において自衛権の発動の結果、その状態がもし出された瞬間の状態において、果してこれが国内の船舶の行為であると

いつてこれを処理するか或いはその他の国際法上のどういふ法規によつてこれを処理するのであるか。

○政府委員(佐藤達夫君) 国際間においての実力行使の場面といふものは私はいろんな場面があると思ひます。平時国際法の本をひもといてみまして、平時国際法の場面における自衛行動、その他の実力行使の場面はきめてあります。従ひまして国際間に実力衝突があつたからといつて直ちに戦時国際法の分野に入つて来ることはいいなと思ひます。ただ御指摘の今の御設例で言われます場合には、今まで保安庁で説明しておりますところでは、今のお話とは多少違つて来るように思ひますのでありますが、要するに極力こちらの実力発動といふものはしない。むしろ傍からそれを見守つておるといふ態度で取捨すべきで、ただ仮定の問題として急迫不正の侵害がよそから加えられるといふ場合には、当然自衛権といふよりも、むしろ正当防衛、緊急避難の形、そういう形からその権力の行使として実力によるある種の措置がこれは仮定のものとしてあり得るのであります。さういふところまでを御答弁しておる次第であります。

○伊藤修君 でありますから平時或いは戦時いずれの場合を適用するかは別問題といたしまして、国内的にこれをどういふような法的見解を以て処理されるかといふ問題です。勿論今は自衛権の場合において、急迫不正の侵害に對してこれを阻止するために、みづから本来持つておるところの自衛権を行使するための消極的な自衛権である。その範囲内においてこそ初めて我が国の憲法は認めておると、かように私は

前提をおいておる。その場合においてどう処理なさるか、さういふことを聞いております。

○政府委員(佐藤達夫君) 全く先生の言ひとおつしやるところと私の考えとは一致しております。消極的な自衛権とはさういふ意味であると私は考へて申上げておるわけでありませう。その場合は結局この具體的の場合々々によつて違ふとは思ひますけれども、例えば水上警察といふものは結局実力行使をしなればならんといふような場合が想像されます。正当防衛或いは緊急避難の形における場合もある。その場合々々を考へるとすればこれは統一した、一貫した一つの問題である。たゞこのフリゲート艦がどういふところか、どういふことを言われますが、さういふところから區別が出て来るような性質の問題ではないと私は信じております。

○伊藤修君 いや私の憂えるのは、若しその場合においてこちらが不幸にして敗れたといふちや言葉の語弊がございしますが、敗れて捕されてしまつたといふ場合においては、それは平時国際法によるところの船舶の捕とて取扱われるのか、或いは公船に關する規定が適用されてどうするか、捕虜といふことになるのか、恐らく後者はあり得ないと思ひます。前者の措置を受けると思ひますが、前者の措置を受ける場合においては、それが國の主權に基くところの船舶であり、而もそれが敵対行為をしたといふ場合において、通常船舶の捕の規定が適用されるかどうか、さうして収容された船舶並びに人員といふものはどういふことになるか、それを伺つております。

○政府委員(佐藤達夫君) おつしやる通りに、私は平時国際法の部面の問題であると思ひます。その場合に向うにこつちの船が捕まつたといふ場合は、これは常識論で大変申訳ございせんが、併し常識論以外に私は私はないと思ひますから、お答えするわけでありませうが、我がほうとしてはこれは正当防衛の処置としてやつたことで、決してお前のほうに捕されるいわれはないといつて、外交交渉によつて強硬なる申入れをするといふのが当然の成行であると思ひます。

○伊藤修君 少くともさういふ場合に於いて向うが日本の軍艦でもない、日本の民間船舶でもない、さういふ主體の作用に基くところの船舶がさうした整備を持ち、さうした一定の人員を持つて行動されておるものが敵対行為をして捕されておるのを海賊とみなしてさういふものを海賊とみなしてやるか、これはその場合々々によつて違ひましようか。さういふ取扱を受けるのでしやうか。さういふことを一體御想像になつてお作りになつておるのですかどうでしやうか。あらゆる場合を想像されておられますか、若し想像されておるとするならば、さういふ場合におけるところのこれら乗組員に對するところの手当とか、処置方法とか、さういふものをお考へになつておりますか。立法化されておりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) それは普通の海難の場合と理窟は同じだと思ひますけれども、船が行方不明になつた場合の海難であります。さういふ場合と同じだと思ひますけれども、一々そこまで仮想と申しますか、仮定と申しますか、さういふ場合まで洩れ

た問題は先生が御心配になつておるのは、相手国との關係で、いろいろな國際紛争のもとになるのではないかということじやないかと思いますが、それは外交交渉の問題であると申上げるわけです。

○伊藤修君 私は一番恐れるのはそこです。最後の問題です。その場合においてあなたは自分が外務大臣でないから今そういうことをおつしやつていらつしやるが、一国の立場に立つて考えれば、そうした問題が起つた場合に、日本の国内においてこれを憲法がまさに指摘しております戦力を持たないと言つておるにもかかわらず、お前のところはその憲法の第二章にいうところの戦力に相応するところのものを、以て我々を攻撃して来たじやないか。まさにそれは戦争状態で、捕虜の取扱をするのが交戦状態だ、それに関するところの取扱をするとかいう問題に遭遇した場合において、我々とあなたたんと議論しておるようなわけにはいかない。それを慮つてあなたに明らかにしておいて、政府の腹をきちつときめておいて頂かなければならないと思ふからこりうい質問を申上げる次第です。どうもそのときには、外交によつて片づけるからいいじやないかというのじや無責任極まる。

○政府委員(佐藤達夫君) これはそのこと自体仮定の問題で終始するわけで

第四部
法務委員會會議錄第八号

昭和二十七年十二月二十三日

○伊藤修君　まあくどくなりますけ

れども いわゆる巡査が拳銃を持つておる、みだりに打つべからずということになつておりますが、併し打たない拳銃なら持つ必要はない。軍艦といえども船舶といえども使わない砲なら何でも載せておく必要はない。こけおとしじやないのでから相手方が打つて参りますれば、こつちは沈められるまで砲門を開かずしてただ逃げ廻る軍備であれば初めから砲など持つ必要はなない。或る場合においては、その急迫不正の侵害に対してこれを駆逐する、拒否し得るところの用意を持つとしてこそ初めてあつた大砲を載せる、打つちやうなということとは想像されるわけでは

のあの複雑な水域において幾つかのラ

インをめぐって紛争が今日解決されていない。そうした場面にこれらの船が遊よくした場合においてそういうような結果をもたらすことは近い日です。その場合において一発も打たずして逃げ廻るということならば初めから持たんほうがいい。用意しなければならぬということとはそういう場合においては、そういうような急迫不正の場合に對して抵抗しようという少くとも最後の場合においては、そうした考え方があればこそそれを打つな、という極力打たんように訓示している、それでは無い切れないと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) これは常識論で申訳ございませんが、こけおどしとおつしやいますが、こけおどしということは無意味なことではないように聞こえます。急迫不正の侵害をしようとするといふものの立場に立つて考えますというところ、こん棒を持っているお巡りさんという場合と、ピストルを持つておるお巡りさんという場合とは違ふと思います。無用の用という言葉が当りますかどうか知れませんが、それだけの実益は少くともあるにやないか。大變常識論で申訳ございませんけれども、そういう氣持を持つております。

○政府委員（佐藤達夫君）　これは専門

家がおりますから条約局長から答えて頂きたいと思いますが、第一この警備隊の船は外国の領海の中を歩き廻るということとは実は考えておらないわけでありませう。そういう意味の御質問でございしましたら、そういうことは考えておらないと申上げていいと思います。

○政府委員(下田武三君) 只今の御質問の日本の海上警備隊の船が外国の沿岸を航海し得るかという点でございしますが、これは一帯に属する公船の国際法上の地位でございまして、公船が外国の沿岸に若し入る必要がございましたら、事前に相手国の許可を得た上で、

許可なしでは入れないということに国際法上なっております。

○伊藤修君　だからこの船の使用目的が国内の沿岸に限られておるといふことは申すまでもない。たゞこれを公海に持出した場合において、その沿岸を航海するに当つては公船としての取扱を受けることは必然だと思ひます。その公船の場合においてこれを軍艦とみなして取扱うのか、普通船舶として取扱うのか、普通船舶ならば無害通行は国際法上認められておる、公船の場合におきましては認められない。黙許はされることがあるでしょう。そういうした場合に、これは今出ておるわけ

○政府委員（下田武三君） 先ほど伊藤

先生の話を伺つておりますと吏員といふことを申されました。國際法上の軍艦と公船との區別、公船にも定義がございますして、公船は國家の直接の管理下にある、つまり所有權は國家に属するかどうかは別であります。軍艦の場合には所有も國家のものである。公船は國家の直接の管理下にあり、國家の吏員、官吏が指揮し、その官吏の指揮下にあるといふこと、三番目の要件としてもつばら國家の用に供せられる、つまり商売をしたらいかんといふこと、その國家の用といふ中に税關監視のため、或いは海上治安、水上警察といふような國家のため、或いは海底電線敷設するために使う、或いは航海練習用に使う、或いは學術研究用、氣象水産用、そういうふうな國家の公けの目的に供せられることが必要であります。そうしてまさに今般のアメリカから借ります船舶は海上治安といふ國家の目的に使われるわけでありまして。そうして軍艦は公船の一種であります。ところが、國際法上軍艦だといふ以上は一定の特權、礼讓を受けるものであります。従いましては、船舶の中で軍艦につきましては、特權な要件を必要といたします。先ほど法制局長官が申されましたように、所屬は一國の海軍に所屬するものであり、海軍の將校の指揮下にあり、乗員は海軍の軍紀に服さなければならぬ。外部に對して軍艦たることを示す特別の標式を掲げなければならぬ。そういうような特別の要件が必要でございます。従いまし

てこの要件を備えてないものにかかわらず、日本がたとえこれを軍艦だと称しようと思つても、これは国際法上軍艦の名の不当使用になるわけであります。でありますから、日本は無論これを軍艦と欲する気持もございせんし、国際法上軍艦を認められるだけの要件も備えてないものでありますから、先ほど申しました第一の公船の一種として、従ひまして只今問題となつております軍艦につきましては、外国の沿岸航海上つきまして、一定のこれはまだ規則というよりは、緊認程度の権利でございまして、軍艦が外国の沿岸に入つた場合には緊認しておる。併し今回の公船は公船でございまして、仮に外国の領海に入りまゝの場合はその都度あらかじめ相手国の許可を得なければならぬ。このように軍艦と公船とに入つた公船でございまして、外国の沿岸海域に入るに於いての待遇の違いがある次第でございまして。

○伊藤修君 なが／＼と御説明を頂きましたが、私の聞こうとするのは、航海において公船として認められるか軍艦として認められるかというところをお尋ねするので、今の御答弁によりまして、結局公船である、従つてそうした取扱を受けるものだ、軍艦でないのだとおつしやつたけれども、あなたの軍艦の定義には服しかねる。それは形式論です。然らばその公船の場合におきまして、いわゆる不可侵権、治外法権というものはどうなるか。公海において、若しくは外国の沿岸において。

○政府委員(下田武三君) 公船の外国領水における地位におきましては、国際法上軍艦の場合と異なりまして定説がございせん。軍艦と同じ特権を

認むるという学者は一人もおきません、例へば警察権の免除と或いは一定の課税権の免除とを認めるのは、船が外国の國家の目的に供せられるという特別の地位に鑑み至当であるといふ説をなす学者もあるようでありまして、併しながらこれはまだ国際法上一定の基準がないと申すのは、実情に適しておると思ひます。

○伊藤修君 そうすると結局軍艦に準じた取扱を受けるという意味か、船舶としての取扱を受けるという意味か、どちらですか。

○政府委員(下田武三君) 軍艦と商船との中間にあると存じます。そうして中間のどの辺で待遇されるかということとは、国際法上の一定の原則がございまして、そのために各國の取扱によつて定まると、そういう実情でございまして。

○伊藤修君 そうすると通行、衛生、検査、碇泊の所定、開港、そういうものはどうなるのですか。

○政府委員(下田武三君) 只今御指摘の開港とか、検査とかそういうものは自國の沿岸に近い所で仕事をいたします。例へば國家の水産學校の所屬の航海練習船でございまして、或いは……

○伊藤修君 いや私のお伺いしておるのは、フリゲート艦が若し公海において、外國の沿岸に出た場合においてどういう取扱を受けるかということをお聞いております。碇泊の所定の場合においても軍艦として碇泊所定を受けるのか、検査を受けるのか、船舶として受けるのか、公船として受けるのか、それを伺つてゐるのです。

○政府委員(下田武三君) その点は先ほど申し上げましたように、どうなるか

ということをお日本が一方的にきめることはできません。すべて相手國の態度如何によります。

○伊藤修君 するとあなたが自分で作つた船が何に待遇されるか、未知数のまま公海に放り出されるわけですが、結局信念がないわけですか。

○政府委員(下田武三君) 国際法というものは一國の一方的の信念でできるものではないと思ひます。若し或る國に送るという場合にはあらかじめ許可を求めますとともに、一体この船が前國の領水に入つた、港に入つた場合はどういふ待遇を受けるかというところはあらかじめ確かめる外交的措置が当然とられなければならないと思ひます。

○伊藤修君 私のお伺いしておるのは、日本國を代表いたしましてあなたがお務めの一員として、この船をこの種の公船だといつて相手國に同意を求めるとか、あなたたちの思召のままに取扱つて下さいといふのか、軍艦としてこれを待遇しろと、いわゆる不可侵権があるのだ、治外法権があるのだといふことを相手國に主張し得るのか、その点を伺つております。

○政府委員(下田武三君) これは公船であるといふことは先方にも明らかに了解できると思ひます。従ひまして我がほうには権利として治外法権を要求するわけには参らないと思ひます。併しながら日本國家に属する船でありますから、乗員がみな検査されるか或いは課税されるかという点については、相手國の好意的措置を求めることはできると思ひます。

○伊藤修君 それは相手方が船舶と認めた場合と公船と認めた場合において、

今御承知のような待遇を受けるということになりますと、日本の屈辱ではないか。せつかくそうしたものをお作りになつて税金をとられる、港灣におけるところの碇泊所定権もない、検査の所定権もないといふことになつて参る、又治外法権もない、不可侵権もないといふことになればみだりに向うの官廳が入つて来て、艦内を捜査して、いろんなことがされることになつてしまつて、あなたたちの考えと現在の政府の考へておられるような秘密といふものが保たれないことになるのではなからうか。殊にあの艦を拜見いたしますれば、近代兵器の中核ともいふべき電波に關するところの設備といふものは完備されておる。これらの設備のあり方、機能といふものが手に取るごとく相手方に知悉されるということはお好ましい状態でしょうか、どうでしょうか。公開して差支えないとおつしやられればそれまでですけれども。

○政府委員(下田武三君) 若し外國に参りました場合に艦内を勝手に検査するとかそういうようなことは大体各國とも公船に対してはやらないようになつております。従ひまして御心配のようになつてはならないと存じます。たとへば何らの特権を公船としてのこれらの船舶に認めることがない場合があつたと仮定いたしますと、その場合に日本國の公船だけがそういう待遇を受けるのだつたらば、これは不当な差別待遇でありまして、外交上の攻撃をなしたいと考へております。若し如何なる國の公船も同様の待遇を受けるものでつたらば、これは国際法上の原則がないのでありますから、その点が如何なる公船も同様に扱ふということであ

つたならば、これは攻撃すべき筋合じやないかと思ひます。

○伊藤修君 まあそれ以上想像論をたぐましくして心配しても限りはないと思ひますが、少くとも私は中共特に北朝鮮、ソビエト、こうした面に接する日本といつたしましては、必ず先に提示した問題は起ると思ひます。その場合に相手方の國家がそれを單純な船舶として認めるというところはあり得ないと思ひます。必ず軍艦として取扱うだろつと思ひます。そうした場合におけるところの措置といふものは今のような御答弁では議會では成立するかどうか知れませんが、相手國を持つた場合においては私は不可能だろつと思ひます。だから國內法上におけるところのもう少し觀念をはつきりなされたほうがいいと思ひます。たゞ／＼改進黨から指摘されて、急遽保安庁法を改正しないかのごときは、いふこともない次第であります。一体船舶に關する國內法としてどれだけの規定があるか、今は何と何でしょうか。

○政府委員(林修三君) 実は私も今こゝで直ぐお答へするだけの自信もございせんけれども、御承知のように船舶法或いは船舶安全法、或いは船舶職員法或いは船舶積載法、或いは海上衝突予防法或いは船舶積載法、或いは海上衝突予防法にあると思ひますが、今もつと思ひ出しただけお答へいたします。

○伊藤修君 そうした法律とこの船舶との調整といふものはとられておるわけですか。私が何もあなたたちのことについて立入つて心配する必要はないかも知れませんが。

○政府委員(林修三君) 保安庁法の上で船舶安全法或いは船舶職員法、船員

法につきましては一部の適用除外をいたしております。そのほかの規定につきましては、当然これは警備隊の船舶にもおの／＼の法律の規定で適用されるものは適用がある、こういう建前でやっております。この各種の船舶法規との関係は十分検討いたしまして、あの保安庁法ができておるわけでござい

ます。
○伊藤修君 それらの各船舶に関する法律中にいうところの船舶というもののにこのフリゲート艦が当るものという解釈をとつていらつしやいますか。
○政府委員(佐藤達夫君) その通りでござい

ます。
○伊藤修君 すると海上衝突予防法においても、単なる船舶としてこの法律の適用を受けると解釈してもよろしいのですか。
○政府委員(佐藤達夫君) その通りで

ござい

ます。
○伊藤修君 それではなおこれらの法律をもう一遍調べてから又伺いますことにいたしましてよろうか。
○委員(岡部常君) 速記をとめて下

さい。
○委員(岡部常君) 速記をとめて下

さい。
○委員(岡部常君) 速記をとめて下

さい。
○委員(岡部常君) 速記をとめて下

さい。
○委員(岡部常君) 速記をとめて下

さい。
○委員(岡部常君) 速記をとめて下

さい。
○委員(岡部常君) 速記をとめて下

○政府委員(斎藤三郎君) 昭和二十六年度の実績で申し上げますと、刑務所に対する総経費が七十一億八千五百万円、それから官業収入として国家にそのうちから入金する金が十八億一千三百

万円でござい

ますので、差引五十三億七千一百万円、このうちの全国の刑務所の昭和二十六年度の経費でございま

す。而して昭和二十六年度一日平均の在監者の数が九万五千人ありますので、刑務所の在監者一人当りの年間経

費は五万六千五百十四円でございま

す。少年院のほうは教育施設がござい

ますのでその費用が高くなりまして、細かい数字は省略させていただきますが、

一年一人当りの経費が八万二千五百八

円、このうち保護観察所をいたして保

護観察所が保護観察をいたしてござい

ますが、その二十六年度の総経費が二億八千九百万円、而して昭和二十六年度

の一日平均の保護観察所の保護観察を

受けておる人員が七万五千人でござい

ますので、一人当りの経費が三千九百四十四円、こういう数字に相成つてお

ります。
○宮城タマヨ君 そういたしますと、少年のほうの八万幾らというものは、こ

れはこの施設の創設なんかというよう

なことの費用は別に、一人の本当の正

味の食費、衣類その他又人件費も入

つてい

ますとこれは保護観察に付するとい

うことが非常に経費が削減されてお

るというふうなわけなんでござい

ますが、そこで自然に保護司の優遇問題とい

うことを私は考えてみたいと思

うのでござい

ます。今保護司に對しましてはど

ういう優遇方法がされておりますか。

○政府委員(斎藤三郎君) 保護司一人に對しまして一年間にいろいろな経費

があり

ますので、まあ謝金として一人五百円、そのほか一件担当されると

月に七、八十円くらいの実費を差上げ

ることにいたしてござい

ます。そのほか家庭環境などの調査等に調査を

お願いした場合に普通の職員並みの

経費、旅費を出さうということにいた

してござい

ます。非常に僅かな予算で申

訳でござい

ます。○宮城タマヨ君 この七、八十円の実

費とい

うものは実際は保護司の手に渡

らないような場合もあるでござい

ます。殊に今度は何でござい

ます。○宮城タマヨ君 同行と申しま

すか、保護司のほうの手に移つたので

あります。そういたしますと、その費

用はまだ渡らないように聞いてござ

います。すけれども如何でござい

ます。
○政府委員(斎藤三郎君) 七、八十円

の補導

費は差上げはしておるのでござ

いますけれども、実はその保護司会

の経費とい

うものは、予算的に措置がさ

れており

ませんので、保護司さんが

七、八十円のもらわれた金を全部保護

司会に寄附をなさ

しまして、そうして毎月一回会合するその通信費やら諸雑

費等に

あつて、或いはこれは予算なし

でいたして

おるので、

「更生保護」と

いう機関誌を

一つ二十五

円で買つて

頂いてお

ります。それ

らのために

本當に手

弁當でやつ

て頂くとい

うことにな

ります。

それから同

行旅費の点

でございま

す。○宮城

タマヨ君

これが現在

大蔵省と

矯正局と

保護司と

三者の間

の話し合

ひで現在

その手当

をすべく

折衝いた

してござ

います。現

在に少

ないかと

考

えてござ

います。

○宮城タ

マヨ君

ありがた

うござい

ました。是

非何かで

一つ国家

的に感謝

して頂く

ような方

法が頂き

たいと考

えてござ

います。そ

れに關連

して頂き

ますこと

でござい

ますが、

法務大臣

がおいで

でござい

ましたら、

ちよつと

伺ひし

てござい

ます。実

はこの間

も福井の

ほうに参

りまして

ら子供

賀でもつ

て、大交

手になり

ました子

供が誰も

雇ひ手が

おりませ

んの、或

る一人の

かたが

おとこ

氣を出

して雇

つて下

さいま

した

ら、そ

のかた

の不在

中に奥

さん

をとつ

ても残

酷な、

一部

分は

新

聞に

出

てお

ります

が、ひ

どい

方法

によ

つて

殺

して、

死

体

を

隠

す意

味で

焼

き

ま

した

ので

ござ

いま

すが、

丸

焼

けに

なら

ん

で

その

空

裏

なん

か

み

せて

頂き

まし

た

が、

何

と

も

か

と

も

申

訳

の

ない

お

氣

の

毒

な

状

態

で

ござ

いま

す。

こ

う

い

う

こ

と

を

知

り

ま

し

た

に

、

も

う

と

て

も

そ

う

い

う

こ

と

に

な

り

ま

し

た

ら

い

う

こ

と

何

と

か

の

方

法

によ

つ

て

国

家

的

な

り

ま

し

た

ら

い

ま

し

た

ら

い

ま

し

た

ら

い

ま

し

た

ら

い

ま

し

た

ら

い

ま

し

た

ら

い

ま

し

た

ら

い

ま

し

た

ら

い

ま

し

た

ら

い

ま

○國務大臣(犬養健君) お話のことは私も実は考えておる点でございます。事務的に申すとそういう損害に対して国家が補償をするというのは、これは大蔵省との関係もありましてなかならずかしい。今までは結局協会のほう

そこでは藤原局長に伺いたいのでございますが、保護司の後援会といいますが、助成協会とかいいたうないいろいろな組織が所々にあるように伺っておりますが、実情はどのようにございませうか。

（政府所蔵）三良（三良）今日まで
ういう例がなかつたとは申上げられな
いと思います。併し今度自治法の改正
もございまして、先般さような強制的
なことはやらないように通牒を出して
おります。

古橋局長も現在の局長も非常に少年問題に熱心でありますからだん／＼よくなるのではないかとかように考えております。併しこれについてはいろいろの面から考慮しなければならぬ点があると思ふ。その大きな点として一つは、

せんけれども、刑務所らしい取扱がされて、教育的取扱がだん／＼薄くなるのじやないか。そう見て参りましたときに何となしに非常にさびしい気がする場所があるのでありますが、その占

でお見舞金を出したというよりなことはあります。宮城さんが御希望のようなことは行われておりません。私も妻は被害者でありまして、不良少年を預かりまして、字真機なんか持つて行かれてしまつた苦い経験の持主であります。が、併しなかく、お話のようにこう世ちからい世の中だとそういう少年或いは刑余者を雇つてくれるという人はよくよく立派な人だ。或る程度被害も覚悟しなければならぬ。これはまだ私見の範圍でありまして、どういふ方法ということはあつて公關の委員会で

○政府委員(斎藤三郎君) 保護司のお仕事がその地域の犯罪の予防、地域浄化というところでございますので、保護司が中心になられてその府県なら府県の有力者のかたなどを幹部にいたして、そして鑑察保護協会、こういった名称で啓蒙宣伝と同時に物心両面から応援して頂く、こういうような会が各地方にできております。調べてみますと全国四十六府県のうち四十二カ所ほどそういうものができております。これは現在まだ作つたばかりでございますから、鑑察所のものが若干閑手しており

○宮城タマヲ君 法務大臣にちよつ
お伺いしたいのでございますが、この
十三国会で機構改革がございましたと
きに、今までの保護矯正局が保護局と
矯正局とに分かれました。都合のいい
こともございまいしょうけれども、保護
という面から申しますと、分かれまし
たことが、殊に少年の保護という点に
つきまして言うと、矯正局の手に少年
院が移りましたことは如何なものでご
ざいまいしょうかと思つておりますが、
大臣のお考えは如何でございまいしょ
うか。

緒になつたために、予算その他のものにおいて是非常に力強い、少年院の建築等も非常に見達えるような強力な完備したものになりつつあるというのが現状ではないかと思ひます。又その運営につきましても矯正局長と私非常にしたしくいらくお話できるような間柄になつておりまして、少年院と刑務所と人事の交流等も盛んにやられております。

○宮城タマヨ君 私が生しましたことは、矯正局と保護局とが分かります

○國務大臣(犬養健君) これはあとで政府委員から詳しく答えがあるとありますが、それを私一番心配しておる。一例を申し上げますならば、朝鮮のかたを本國へ送り還すために一時大村に固まつて頂いておる。これなんか一個のことです。あくまでも刑務所のような感じであつては断じてならぬといふのが私の方針で、建築の様式などにも立入つて私は監督しております。同様ケースが違いますが、あくまでも刑務所的であつてはなりません。

申上げにくいのでありますが、ここに
おられます齋藤局長と或る一つの財源
を私が話合っているわけで、これは特
局大蔵省に相当おすがりしなければあ
らない問題でありますが、是非私は骨
善の努力をしたい。又一人当り七千丁
百円とまではいかないかも知れませ
けれども、或る程度の予算を組みま
すて、心ばかりでも国家がそういう奇
なことをして下さつたかたぐひに心
向けている形をとりたい。財源の談
の作戦上ちよつと申しにくいのであ
りますが、委員会でもすみましましたらち
つと申上げたいと思います。

ますが、私の考えといたしましては、金銭の問題もございますから全部民間のかたにお委せして観察所が直接それに触れないということにだん／＼持つて行きたい、かように存じております。

それからやつておられまするお仕事は、結局各地方のかた／＼にこの氣の毒な少年或いは成人の保護について応援をして頂くという意味で、例えば先ほどの職場の開拓などということにつきまして、やはりそういつた協会みたいなものがあつて、そして非常に仕事の内容をわかつて頂くことが必要

○國務大臣(犬養健君) お答えいたします。私就任のときに同じ質問を当局員にしたわけなのでございますが、そういうことは政府委員から詳しく申上げさせていただきます、覚えてたてで間違えるといけませんから。

○政府委員(斎藤三郎君) 少年院が矯正局に入りましたのは機構改革の前でございまして、犯罪者予防更生法がございましてあの頃に、少年院及び鑑別所、これと刑務所と一緒に管区の下に、そして管区の上に矯正保護局がある、こういうふうになつたのでございまして。これにつぎましてはいろいろ考

前、どうしても保護局のほうに少年院をつけてもらいたかつたという意味をさつき申したのでございます。お話を通り全国の少年院を見ますと、大部分少年院がよくなつたようにも思つております。そのよくなつたという一つは非常に明るくなつたということで、それからだん／＼中学校といつたような感じがするよくなつたということでは私は非常にいいと思つておりますけれども、又中には刑務所との人事の交流もございませうな点もございまして、さういふか、だん／＼少年院が少年刑務所になつたやうな感じがするやうなところもございまして、そのやうなところは非常に

もう一つ、これは逆に御協力を願ひたいのでありますが、宮城委員はこの間に地方少年院設立の問題で行つて頂いて感謝に堪えませんが、大體國民が少年院がおれの村へ作られちやかなわなという気分では、この気分が一番敏感な少年にうつるものであります。これはやはり親を持つた村や町の人たちが喜んで、うちの息子よりも不仕合せな息子が来るのだ、できるだけのことをしてやろうという國民の気分になつて

○宮城タマヨ君 本当にありがたい言葉をお伺いました。どういふ方法でよろしうございますが、国家がお礼を何とか現わしたいとおつしやつてきましたことを非常に嬉しく思つてります。

だ、そういう意味合で作つており
す。

○宮城タマヨ君 所によりましたら公
共団体から義務的に出してあります
ような所もあるように伺つておりま
す。如何でございますようか。

す。宮城委員すでに御承知の通り非常
に長い伝統がそれと違つてあります
ので、いろいろ考えさせられる面があ
ると思います。併しその後の、私
心坦懐に申上げまして、矯正局のほう

きな問題でこれはかかつて少年の取捨の問題から起つて来ていると思つてゐるのでありますが、そういう点について私はむしろ、矯正局に付きましたので人がないので刑務所との人事交渉

て頂かないと、この種の仕事は官庁が
けうではできません。官庁のやれる仕事
というものはほんの表面のことでも
ない。国民の心が盛り上つてできる仕事
なんだ。この点は少年院を作ろうとす

るたびにこうも反対を受けるといふことは誠に心外に思つておる。どうかこの点は御協力願ひたいと思ひます。

○宮城タマヨ君 もう一点最高裁判所の家庭局長がお見えになつておりますからお願いしたいのでございますが、又斎藤局長もどうぞ御答弁願ひたいと思ひますが、鑑別所でございますが、少年が検査されまして児童福祉法、少年法によりましていろいろ手当を受けておりますが、その過程において少年が最も苦しんだと申しますか、思い出の悪い、そして悪影響を受けたと思ひます所は鑑別所だといふことを子供たちが言つております。又私自身も見廻つておりました、大体鑑別の時間が、平均して調べてみますとたいして四時間、多くかかつております所で鑑別される時間は四時間くらいでございますが、そういったしますと二週間とか三週間というものをあの中に置かれております。あの大部分は本当にその身柄を拘束されておるといふ程度のもので済もうと思つております。そこに子供たちが非常にせつなく、保護の法律によつて保護するのだ、家庭裁判所に行つたらここで大丈夫安心して、これからはよくならさすべしといふようなことを言われて行つてみる所が鑑別所であつて、それも又非常に拘束をされる。行つてみますと、ときに人権を一部侵されるというやうな、そういう扱いを受けておりますといふこの鑑別所につきまして、何とか第一いつも私はここでよく／＼申して相すまんのでございますが、建物から少し考えものだし、それから所選の点について、大いに問題があると思つております。

すが、殊にこれを決定機関に属させておくが、いか、執行機関に属させておくが、いか、最高裁判所の所屬でいいか、法務省の所屬にすべきかといふやうな根本問題もここで十分考へて頂きたいといふやうなことを、実際に鑑別所を見て来まして子供たちの声を聞きまして憂えておるものなのでございまして、両政府委員の御意見を伺ひたいと思つております。

○説明員(宇田川潤四郎君) 少年鑑別所の問題は法務省の所屬でありまして、私から意見を申すのはどうかと思ひますが、何分この家庭裁判所が少年の身柄を鑑別所にお預けして置くといふやうな関係に立ちますので、私の意見、いやむしろ全国の家庭裁判所の判事、少年調査官の意向を述べまして御参考にして欲しいと存じます。身柄の拘束の時間が非常に長くなるじやないか、こゝろ御質問につきましては、鑑別の方法によりまして、東京の少年鑑別所などにおきましては有名な臥藤療法というやうな方法をとつております関係上、宮城委員の仰せられるやうに四時間、五時間というやうな時間では到底底できないというやうなことで相当時間が長くなつておるやうであります。併しながら裁判所の立場から申しますと、何と申しましても裁判所が人権擁護の機関であるといふ建前から、一日も早く鑑別をして頂いて、そうして早く審判をして少年の身柄の処置をきめるといふことを常に念願してやつておるのであります。何分にも鑑別所の意向もありまして、現に一週間、二週間、或いはそれ以上に延びて甚だ遺憾に思つておるやうな次第であります。

なお建物の問題につきましても、家庭裁判所といたしまして刑務所的な建物で身柄の拘束ということが中心に考へられて来ているやうな感じがあつて、鑑別のために余りにも建物に刑務所的である、何とかこの点について御考慮願ひないかといふやうなことを法務省御当局にお願いはしておるのであります。だん／＼と各少年鑑別所の建物も明るいものになつて来つたやうであります。併し未だしの感があることは宮城委員の仰せられる通りであります。

なお少年鑑別所を裁判所のほうに置いて分掌すべきやなからうかといふやうな問題につきましては、これは各地の家庭裁判所の裁判官、少年調査官も異口同音に家庭裁判所のほうで扱うようにして欲しいという意見であります。と申しますのは何分何と申しましても鑑別は少年の素質を科学的に調査して、そして審判の用に供するわけでありまして、同時に環境の問題、社会的な問題につきましては少年調査官がこれを分掌しまして、そして調査し、これを又審判の用に供するわけでありまして、少年調査官のほうには家庭裁判所に属しておる、少年鑑別所のほうには法務省のほうに属しておるといふやうな関係で、この連絡に非常に手間どつたり或いは円滑に行かないやうな面があるものであります。先ほどの鑑別期間が長期に亘るというやうな問題につきましても、仮に家庭裁判所のほうでこれを管理するならば、恐らく現在のやうなことはなからうといふやうに家庭裁判所のほうでは考へておるのであります。又その他人権擁護の問題につきましても、家庭裁判所のほうで

は判事にいたしましたも、少年調査官にいたしましたも、多少うぬぬれかまわかりませんが、現在よりももう少し感覚の点において高いものを持つておる、又人権擁護をする、こゝろいふやうに申しております。さうな次第でありますので、家庭裁判所全体の意向といたしましては、家庭裁判所のほうで少年鑑別所を分掌するといふことが適当だといふやうに考へております。併しながらこれは何分にも権限分掌の問題、場合によつては権限争いといふやうな眼で見られる嫌ひもありませんので、私もいたしましてはこれからの問題につきまして大乗的な見地から大いに今後研究して、関係庁と協議いたして、日本の少年保護の向上のために尽力して行きたい、こゝろ考へております。

いかと私も存じております。いろ／＼まだ不十分な点もあらうかと存じておりますので、矯正局において適当に善処されることに私も協力いたしたいと思つております。

ただこの際一言ちよつと申上げておきたいと思ひますのは、昔の少年法の組織、十八かの少年審判所で僅かの人間でやつておつたときに比べますと、現在では家庭裁判所、或いは少年院、保護観察所、非常な何十倍かの人と何十倍かの予算を使つておるのじやないか、併しその割に成績が上つていくところまでは至つていない、相当差があるのではないかと存じております。これは宮城先生はこの道の権威のかたでいらつしやるので、私のほうからお教へを願ひたいと思つておるのですが、余りにいろ／＼な機関がそれ／＼持廻つておる。むしろ曾つての少年審判所が一本で、少年院と同じ機構の下で審判をして、すぐに又行つて子供の頭をなでてやるというやうな昔の素朴なシブな組織のほうに、却つて血が通つておつたのじやないか。そういう点で私は却つて昔のほうに、非常な僅かな人間でやつておるやうな或る程度の成績を上げた、現在膨大な予算と膨大な人を使つておるが余り成績が上らないのは、その辺にあるのじやないかといふことを私は痛感しておりますのでこの点申上げます。

○宮城タマヨ君 政府委員の仰せの通りで、殊にあの旧少年法のほうがいふやうだといふやうなことは私もしみじみ思つておりますのであります。殊に事件観察制度などという法律上趣意としては非常にいいのでござい

けれども、実際の今の実情は随分非難もございますし、この点についてもたゞくさんの問題があると思つております。その辺から考えましても昔の仮処分と本処分なんというようなことは非常に妙味があつて、いろ／＼あの以前少年法時代のことがむしろ子供のためになつたのじやないかというようにさえ考えられております。

そこで今質問しておりました少年鑑別所のことでございますが、今おっしゃるように保護観察の面からも、又収容中におきまして、それから少年審判のその材料を得るといふ点から申しましても、非常に必要な制度ではございませんけれども、それをどこにくつつ

けるかということによつて一種の烟争
いのような感じがいたしますが、おと
なもそうでございますけれども、今日
もう世界至るところ殊に文化国家にお

いては少年の鑑別制度というものが非常に発達しておるように思つております。そこでもつとく完全な鑑別をしなければならぬ、これは私は少年

保護の根本であるうし、又おとなのいろいろな処遇につきましてもこのことが必要だと思っておりますので、むしろ私はもつとく完備したものを国

家直屬にしまして、最高裁判所の管轄でもなし法務省でもなし完全なものを作つて、それを子供のためにおとなのためにも、殊にこの児童福祉法にか

かわり少年法にかかわるといつたよ
なすべての子供たち、つまり文部省も
厚生省も法務省も家庭裁判所も最高裁
判所もみなそこへ持つて行つて、完全

な鑑別をしてもらうといつたようなの
を独立させたらどんなものだろうふ
という考えを実は持つておるのでござ

います。實際今日の鑑別所はもう皆さんよく御存じの通りに、行つて見ますと所によりますと實際何も鑑別してないのじやないかというような、少し言い過ぎかも知れませんが、そのうちもそういう場所もなきにしもあらなずだと思つておりますが、このことからは非常に大事な施設でございますから、今皆さん最も経験家の、保護局長

も、矯正局長、家庭局長も皆さんその専門家でございましてから、私はこの際一番よく研究して子供のためになるような、国家のためになるような一つの施策をして頂きたいということをお願いしておきまして私の質問はこれで打ち切ります。

○委員長(岡部常君) では午前はこの程度にして休憩いたします。午後は二時に開会いたします。

午後一時八分休憩

午後二時五十分開会
○委員長(岡部常君) 委員会を再開
たします。

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、以上二案を便宜一括して議題に供し

す。御質疑のあるかたは御発言をお聴
きいたします。

○伊藤修君 両案についての関連と
たしまして、その基本をなすところの

のたびの給与改正に関する政府の態度を先ず明らかにして頂きたいと思つます。というのは衆議院におきまして算案につきましての附帯決議を附

ておるのですが、この附帯決
のうちの三つの中で、特にその一つは
公務員の給与改善に関する附帯決議

をりすか。この附帯決議の内容に於いては、十九日の閣議で二十日の衆議院予算委員会に説明を予定しておる。矯正予算案の附帯決議に對するところの政府の措置方針を決定しておるようであります。これによりましてまだまだ四確でない点があるのであります。一、この附帯決議の中に盛られておることの項目に對する公務員と称せられるをその範圍に對して先づ相同ししておきた

○政府委員(天野武一君) 衆議院で附帯決議は、正確な解釋せられました附帯決議は、正確な解釋は私どもよく存じませんが、その文字通り公務員というのを受取ります。国家公務員とそれから地方公務員も

○伊藤修君 只今議題となつておる案は、この公務員に對するところの改訂改正に関する案であることは御承の通りです。政府の考え方がはつきりわからずして本法に對するところの議論をするというわけにいかないのです。だからどこに公務員の範圍とい

ものは、ただ文字解釋でなくして、政府の意図しておるところの公務員という範圍をはつきり明確にして頂きたい。言い換えますれば、両法案に盛

○政府委員(天野武一君) 裁判官、
 察官も入ると存じます。

○政府委員(天野武一君) その点については、先般来私ども事務的に大蔵省というく連絡をとつておりますが、大蔵省自身の考えもまだきまらぬやうなところであり、いといふことで行き悩みのまま解決はまだ見ないでおります。

附帯決議を衆議院において求められ、それに対して政府の御意のほどは閣議で決定しておるにかかわらず、その実行方法は未だきまらないというのに法案を施行してこの年末にどうするつもりなのですか。

解しておりまうところでは、一般職
れから裁判官、檢察官、その給与明
係、報酬關係の法案に盛り入れた額は
れはそれとして、又別に何か改善方
を考へるための附帯決議の実施があ
ものと、かように考へておるわけ
りまう。

○伊藤修君 法案に盛り込まれておる事だけを實施し、この附帶決議の趣旨實行についてはその後に考えると、そういう趣旨なのですか。

○政府委員(天聖武一君) 多分政
体の意思と申しますか、大蔵省など
解釈しておりますところではさよう、
ものだろうと、かように受取つてお

○伊藤修君 政府全体の一部を構成
ておるところの法務省といたしまし
も、それに対するところの処置方法

この年末の際にあらかじめそれらの
について了承していただくやならな

らに關与しているところの國家公務
というものはその恩恵にあずかるこ
がでない。その衝にあるあなたた
としてすでにそれらの点について大
省と如何に實施するのかわかること
御決定になるべきじゃないか。又如
にこれを運用すべきかということも
でにおきめになつていなくちやな
ないと思うのですが、如何でしよ

か。

○政府委員(天野武一君) 今のところ事務的にこうなるだろうというこのわかつております点はただ一点でございまして、それはいわゆる超過勤手当の支給を受けている国家公務員につきましては、新聞などに伝えられて

ります。ような○・二五、一カ月の二
五分の給与に相当する超過勤務手当
追加支給するといふことでございま
て、その他のことはいろいろ私ども
希望がございいますが、まだ大蔵省当
と事務的折衝は片すいておらないの
でございます。

○政府委員(天野武一君) それに

裕のあるところ、或いは全くないところいろ／＼ございますし、それから面財源がございましてそれを出ししまうとあと何も財源が残らないといううらないろ／＼な空白の状態がでますので、それをどうするかというとはまだきまつておりません。

○政府委員(天野武一君) 私もそれを早くききたいのですが、多分補正予算の上の頃じゃないかと、かように考えております。

○伊藤修君 補正予算を上げる上において、若しくは我が法案を検討する上において必要じゃないですか。事前において政府の意のあるところをお示しにならないければ我々としては承服しがたい。審判を仰すわけにいかない。一つ責任ある御答弁をお願いしたい。

○政府委員(天野武一君) 責任ある答弁を私できる立場でございませうけれども、補正予算に組まれておるもののほかには何か改善を考えよう、かようにまあ骨を折つておるといふ実情でございします。

○伊藤修君 骨を折られるにしたところが、今あなたがお渡しになつたように、超過勤務手当の財源をこれに引当てるのはないじやありませんか。それを実施する御意思はないのですか。

○政府委員(天野武一君) その超過勤務手当と申しますのは、結局年度当初二十七年年度概算で入つておりますが、第四四半期の分として持つております超過勤務としての財源をこの第三四半期に繰上げて支給するか、或いは第三四半期として入つておる他の財源を移、流用するか、そういうような方法で考えておりますので、補正予算にその金額が盛り込まれておるといふことは違つて参るわけでありませう。

○伊藤修君 それではあなたのあいまい模範とした御答弁では承服しがたい。閣議ではすでにこの財源としては超過勤務手当をあてるといふようなことを了承事項として定めておるじやないですか。又各省においてもその方針に基いて鋭意整備されているじやないですか。

○政府委員(天野武一君) 私どものほうでやつておりますのは、今も申上げたいようにここで新しい財源を補正予算として要求するというのではなくして、すでに入つておる財源をどういうふうにして超過勤務手当に使うかということでございます。

○伊藤修君 超過勤務手当に使うかということをお聞いしておるのじやなくして、超過勤務手当を第三四半期若しくは第四四半期の分をこの年末手当の〇・二五に引当てるのかということをお聞いしておるのです。

○政府委員(天野武一君) 第四四半期の超過勤務手当を繰上げて支給するか、或いは他の財源例えば人件費、その他の財源を超過勤務手当のほうに移、流用するか、そのいずれかよりほかに方法はございません。

○伊藤修君 方法はないということじやなくて、どうするかということをお聞いしております。もう目前に迫つておるのじやないでしょうか。

○政府委員(天野武一君) 結局今考えておりますことは、超過勤務手当というところで手当を支給したいということでございます。他の名義或いは他の形による手当の追加支給ということではないのでありますので、財源としては超過勤務手当の財源を使うか、或いはその他の財源を超過勤務手当の財源とすることに移、流用しまして超過勤務としてそれを出すか、その二つであります。その二つをやりうとしておるのが今まで進んでおります大蔵省当局との話合でございします。

○伊藤修君 当然得らるべき超過勤務手当をとることは、これは当り前のことであります。何もこれをいまさら論議する必要はない。そうではなくしてこのたびの衆議院の附帯決議に基いて各省において賄わなくてはならないところの年末手当〇・二五というものをどの財源によつて賄うか、それは閣議の了承事項としては、すでに超過勤務手当に引当てられておるところの財源を以て当面の年末手当を賄うのだ、この決定をしておるのじやないでしょうか。それを法務省だけが今まであいまい模範にして意思が決定してないという理窟はない。してないといふことはあなたたちの職務の怠慢であります。

○政府委員(天野武一君) 法務省だけがきまらないのじやなくして、いろいろ数字を持寄つてこはこれだけ財源がある、これはどれだけ財源が足りないといふことを今出し合つておるわけでございます。

○伊藤修君 出し合つておるなら結局今の超過勤務手当を年末手当に引当てるのじやないかと、こう聞いしておるのです。それともそれ以外の財源でやるといふ確信はおありになるのですか。

○政府委員(天野武一君) 年末手当と超過勤務手当と違つてございまして、期末手当を出そうといふのはなくして超過勤務手当を出そう、かように考えておるわけでございます。

○伊藤修君 そりすると年末手当の〇・二五というものは今後は出さないのですか。

○政府委員(天野武一君) 年末手当の〇・二五というのは今まで話にのつて

来ておりませんで、超過勤務手当として〇・二五を支給しようと、こういうことでございします。

○伊藤修君 そりすると超過勤務手当という名前によつて年末にそれだけ出そう、こういう工合なんですか。

○政府委員(天野武一君) さやうでございます。

○伊藤修君 そりするとそれは第三四半期の分、第四四半期の分でもいづれでもかまいませんが、そのものを超過勤務手当として年末に〇・二五お払いになります。それは超過勤務してもせんでもお払いになるわけですね。

○政府委員(天野武一君) それは超過勤務しておると申しますと、今伊藤委員のおつしやいましたように、実際超過勤務しておるものがございまして、自発的に超過勤務した分などにつきましては手当の支給が欠けておつたわけでございます。十二月ひと月考えましてももとでも予算で賄い切れない超過勤務をしておりますので、〇・二五の形で超過勤務手当を追求すれば、その超過勤務手当の実体をオーバーした超過勤務があるということにはならないとかやうに考えております。

○伊藤修君 そりすると年末手当を超過勤務手当の内容を以てするということになります。私の伺ひたいことは、超過勤務をして、それだけオーバーしておつても、それだけの〇・二五の範囲内において支給されることと、これは本来受べきものを少く受けるという形になるのはこれは別といたしまして、そりではなく、本来超過勤務のない人もその恩恵に浴することになるのではないかと、こういうことは

○政府委員(天野武一君) その細目はまだきまつておりません。

○伊藤修君 だから冒頭に公務員の細目は、すべての公務員かとか聞いしておるのです。そりするとこの附帯決議の公務員ということとは、任意に縮小も拡大もできるということになるのではないかと、その範囲を初めから聞いておるのです。ところがこれはすべての公務員だとかあなたの前提においておつしやつておるのではないかと。

○政府委員(天野武一君) その附帯決議は政府がしたものでございします。で、私のほうから解釈申上げるのはどうかと存じますが、素直に公務員といふものを考えますれば今申しした広い意味だろと存じます。併しそれをどういふふうにと具體的にだん／＼に実現するかとなつて、今考えられておりますことは、遺憾ながら超過勤務手当の追加支給ということが当面の問題になつておるわけでございます。

○伊藤修君 超過勤務手当の追加支給ということになりますれば、本来超過勤務手当を受ける人が追加支給を受けるのは、これは恩恵はあつたわけでありませう。本来超過勤務手当を受けないのがその恩恵を受けるということになれば、一体超過勤務手当といふものの本質はどういふことになるか、その累率はどうなるかといふことになるのです。又他の面から申しますれば、一体超過勤務手当の財源がどうした面に流用されるということになりますれば、本来の超過勤務手当といふものの財源をどう賄うのか。いわゆる四半期の分を使つてしまえば四半期の分は補正予算でやるのか。そういうことは

を法務省としてどうお考えになつてお
るか、それをお尋ねしたいのです。

○政府委員(天野武一君) その個々
に、例えばそれを在職年数で、或いは
勤務の時間で、どういうふうに調整を
とるかというようなことにつきまして
はまだきまつておりませんが、もつば
ら財源をどういうふうにして捻出しよ
うとするか、大体の枠をきめまして、
又捻出したあとの穴埋をどういうふう
にしようか、そういうような目安をき
めましてから細目がきまるといふこと
になつております。

○伊藤修君 これはもつと深く掘下げ
て質問したい。今の御答弁ではまだ
研究していらつしやいせん。御研
究になつた上でもつて本法の御審議を
願いたい。それとも御答弁願えますで
しょうか。

○委員長(岡部常君) ちよつと速記を
とめて下さい。

午後三時十一分速記中止

午後三時二十六分速記開始

○委員長(岡部常君) 速記を始めて
下さい。本日はこの程度にて散会いた
します。

午後三時二十七分散会